

ビッグロブ光×au セット割に関する特約

この特約は、KDDI 株式会社または沖縄セルラー電話株式会社（併せて以下「KDDI 等」といいます。）から au 通信サービス（以下「au 通信サービス」といいます。）の提供を受けるための契約を KDDI 等と締結している個人に対してビッグロブ株式会社（以下「当社」といいます。）が当社所定の『BIGLOBE サービス「ビッグロブ光」特約』（以下「ビッグロブ光特約」といいます。）に基づき提供する BIGLOBE サービス「ビッグロブ光」（以下「本サービス」といいます。）の月額費用を割引くこと（以下「ビッグロブ光×au セット割」といいます。）に関する条件を定めるものです。

第 1 条（定義）

この特約で用いる用語の意味は、この特約において異なる意味が定められる場合を除き、ビッグロブ光特約における意味と同じとします。

第 2 条（ビッグロブ光×au セット割の適用）

ビッグロブ光×au セット割の適用を受けるには、この特約に同意のうえ、当社所定の方法により当社に申し込みを行い、当社からその承諾を受ける必要があります。

- 2 前項の申し込みは、次の各号に定める全ての条件を満たす個人に限り行うことができます。
 - (1) ①ビッグロブ光特約に基づき、転用のための本サービス契約の申し込みを同時に行うこと、または、②前項の申し込みの時点において、ビッグロブ光特約に基づき、当社との間に本サービス契約が成立していること。また、①および②のいずれの場合も、前項の申し込みの際に、本項第 2 号所定の契約の対象となる au 通信サービスの電話番号を当社に申告すること。
 - (2) KDDI 等から au 通信サービスの提供を受けるための契約を KDDI 等と締結していること（同一の世帯に属する者がかかる契約を締結している場合を含みます）。
 - (3) 第 1 号①所定の申し込みにあたり本サービスの回線の設置先として当社に申告する住所、または、第 1 号②所定の本サービス契約について本サービスの回線の設置先として当社に登録している住所が第 2 号所定の契約において KDDI 等に登録している住所（第 2 号所定の契約において、同一の世帯に属する者が KDDI 等に登録している住所を含みます）と一致すること。
 - (4) 第 1 号①所定の申し込みにあたり当社に申告する氏名および住所、第 1 号②所定の本サービス契約について当社に登録している氏名および住所、ならびに第 1 号に従い当社に申告する au 通信サービスの電話番号が、KDDI 等が管理する第 2 号所定の契約の契約者（同一の世帯に属する者を含む）の氏名、住所および au 通信サービスの電話番号と一致すること。
 - (5) 第 2 号所定の契約において、KDDI 等が提供する「au スマートバリューサービス」による通信料金の割引がされていないこと。
- 3 ビッグロブ光×au セット割の適用が開始された後においても、前項第 2 号乃至第 5 号に定めるいずれかの条件が充足されなくなった場合は、ビッグロブ光×au セット割の適用は同時に終了します。

第 3 条（ビッグロブ光×au セット割の内容）

ビッグロブ光×au セット割の内容は、本サービス契約が有効である各暦月の前暦月の末日時点において前条第 2 項第 2 号所定の契約が有効である場合に、その各暦月についてのビッグロブ光の月額費用（ビッグロブ光特約の別表 2 において「月額費用」として定められているものに限り、）から次の各号に定める金額を割引くものとします。

- (1) 前条第 2 項第 2 号に定める契約により提供される au 通信サービスのメニューが大容量メニューである場合：金 1,200 円（消費税等相当額を除きます）

(2) 前条第2項第2号に定める契約により提供される au 通信サービスのメニューが低容量メニューである場合：金 500 円（消費税等相当額を除きます）

- 2 前項における au 通信サービスの大容量メニューまたは低容量メニューへの分類は、当社が別途定めるところによります。
- 3 この特約に基づきビッグロープ光×au セット割の適用を受ける個人（以下「割引対象者」といいます。）は、当社が異なる定めをした場合を除き、ビッグロープ光の月額費用について、その他の割引の適用を受けることはできません。

第4条（同意事項）

割引対象者には、第2条第2項各号所定の条件の充足の有無を判定する目的のために、当社と KDDI 等の中でその割引対象者（その割引対象者と同一の世帯に属する個人を含みます）の氏名、住所、au 通信サービスの電話番号、本サービス契約の契約状態（契約の締結、継続、終了状況等）の情報および第2条第2項第2号に定める契約の契約状態（契約の締結、継続、終了状況等）の情報が授受されることに同意していただきます。

第5条（変更および廃止）

当社は、当社所定の方法（当社所定のウェブサイトに掲示することを含みます）にて割引対象者に通知することにより、ビッグロープ光×au セット割の内容を変更し、または、ビッグロープ光×au セット割を廃止することができます。

- 2 前項の変更または廃止により割引対象者に損害等が生じても、当社は、一切責任を負いません。

第6条（この特約の内容の変更）

当社は、一定の予告期間をもって当社所定の方法（当社所定のウェブサイトに掲示することを含みます）にて割引対象者に通知することにより、この特約の内容の全部または一部を変更することができます。

附則

この特約は、平成 28 年 1 月 7 日から実施します。